

別添

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

医政発 0307 第 3 号

平成 26 年 3 月 7 日

最終改正 医政発 0328 第 10 号

平成 31 年 3 月 28 日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)
- (2) 自動火災報知設備整備

5 交付対象

平成 26 年 10 月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) 等により新たに 4 に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4 に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。